

社保審－介護給付費分科会	
第 227 回 (R5. 10. 11)	資料 2－2

令和 6 年度介護報酬改定に向けた基本的な視点（案）

令和 6 年度介護報酬改定に向けて、本年 5 月以降、計 10 回社会保障審議会介護給付費分科会において、各サービスや横断的課題について議論を行うとともに、関係団体ヒアリングを行った。

令和 6 年度から始まる第 9 期介護保険事業計画期間は、その計画期間中にいわゆる団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年を迎えることとなる。これまで累次の介護報酬改定や制度改正により、地域包括ケアシステムの推進を図ってきたが、今後、高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃に向けて、更なる人口構造の変化やそれに伴う社会環境の変化が見込まれており、引き続き、不断の見直しが必要である。

また、生産年齢人口の減少が顕著となり、介護を含む各分野における人材不足が更に大きな課題となることが見込まれる中、近年、物価高騰や全産業における賃金の引上げ、DX 等の事業環境の変化も生じている。こうした経済状況の新たな変化への対応も求められる。

これらを踏まえ、今回の介護報酬改定に向けた基本的な視点は、次のように整理できると考える。

1. 改定に当たっての基本的認識

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進が求められる中での改定

- 2025 年より更に先の状況を見通すと、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃に向けて、認知症の高齢者や単身高齢者の増加など介護サービスの需要が増大・多様化し、かつ、その状況も都市部と地方では異なる形で進むことが見込まれている。こうした状況を見据えると、地域ごとの特性や実情に応じ、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進させていくことが必要である。
- また、慢性疾患や複数の疾患を抱える患者、医療・介護の複合ニーズを有する患者・利用者が増加しており、医療の視点を踏まえたケアマネジメント、医療ニーズが高い方へのサービス提供、看取りへの対応などについて、診療報酬・障害福祉サービスとの整合性を図りながら進めていくことが必要である。
- さらに、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、高齢者施設等と医療機関との連携を強化し、感染症対応力を向上させていく必要がある。また、感染症や災害に際して、継続的にサービスを提供するための体制の構築や、介護現場における安全性の確保も重要である。
- 令和 5 年 6 月には、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らす

ことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「共生社会の実現の実現を推進するための認知症施策基本法」が成立したところであり、認知症の方の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供され、認知症の方や家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる体制の整備が求められている。

(2) 自立支援・重度化防止を重視した介護サービスの推進が求められる中での改定

- 介護保険は、介護が必要になった者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供することを目的とするものであり、提供されるサービスは、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するものであることが求められている。
- 令和3年度介護報酬改定においては、リハビリテーション、口腔、栄養など多職種が連携する取組を推進することとしたほか、アウトカム評価の充実や、LIFEによる科学的介護の推進も評価した。
- これまでの取組も踏まえながら、質の高い、自立支援・重度化防止に資するサービスの提供を引き続き推進していくことが必要である。

(3) 良質なサービスの確保に向けた働きやすい職場づくりが求められる中での改定

- 近年、経済情勢の変化に伴い、物価高騰や他業種の賃金上げが進んでおり、介護分野からの人材流出も見られている。さらに、少子高齢化が進行する中、今後、現役世代（担い手）の減少が急速に進むことが想定されており、ますます人材の確保が厳しい状況となる。このような中で、介護分野において、良質なサービスを確保しつつ、人材不足の課題に対応していくことが喫緊の課題。
- 特に訪問介護などのサービスでは人員不足が顕著であり、これまで処遇改善に関する累次の取組を行うとともに、令和4年10月の臨時介護報酬改定においてはベースアップ等支援加算を創設した。あわせて、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、生産性向上、介護職の魅力向上など総合的な人材確保対策を講じてきており、引き続き、これらの取組の継続が求められる。
- さらに、今後は介護サービス事業者の働きやすい職場環境づくりに向けて自治体や事業者も巻き込んで取組を推進することが重要である。令和4年12月には「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」において

事業者の意識改革やテクノロジーの導入促進、業務効率化に向けた取組の重要性が共有された。加えて、令和5年の介護保険法改正において都道府県に対して生産性向上に資する取組に係る努力義務が設けられた。

- 今回の介護報酬改定においても、適切な処遇を確保しつつ、介護サービスの質の向上を図るため、働きやすい職場環境づくりや柔軟なサービス提供の推進などの総合的な人材確保の取組を進めていくことが必要である。

(4) 制度の安定性・持続可能性の確保が求められる中での改定

- 介護に要する費用に目を向けると、その費用は大幅に増加している。少子高齢化が進行し、介護ニーズが増大する一方で、現役世代の減少が進むことが見込まれる中、制度の安定性・持続可能性を高める取組が引き続き求められる。
- これまで累次の制度改正において、給付と負担に係る見直しが行われているが、介護報酬においても必要なサービスはしっかりと確保しつつ、サービスの適正化・重点化を図り、制度の安定性・持続可能性を高めていくことが必要である。

2. 今回の介護報酬改定に向けた基本的な視点

1で述べたような現状認識を踏まえ、今回の介護報酬改定の基本的な視点を整理すれば、概ね次の4点に集約されるものと考えられる。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 第1の視点は地域包括ケアシステムの深化・推進である。認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、それぞれの住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進することが求められる。
- また、同時改定という機会を捉え、医療ニーズが高い方や看取りへの対応を強化する観点から医療と介護の連携をより一層推進することや、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえながら、感染症や災害への対応力を高めていくこと、高齢者虐待防止等の取組の推進を図ることも重要である。
- さらに、認知症の方の尊厳を保持しつつ、認知症の対応力向上に向けた取組を進めて行くことが重要である。

(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 第2の視点は自立支援・重度化防止を重視した質の高い介護サービスの実現である。高齢者の自立支援・重度化防止といった介護保険制度の趣旨に沿い、多職種による連携を通じた取組の推進やデータの活用等を行うことが必要である。
- このため、リハビリテーション・口腔・栄養の一体的取組を一層推進していくことや介護現場において科学的介護の取組が進むよう令和3年度改定より開始されたLIFEを活用した質の高い介護を進めていくことが必要である。

(3) 良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくり

- 第3の視点は良質な介護サービスの確保に向けた介護現場の働きやすい職場づくりである。介護を担う人材の不足や将来の担い手減少の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、介護人材の確保・生産性の向上に対応していくことが求められる。
- この課題に対応するため、介護職員の処遇改善や介護職員のやりがい・定着にもつなげる職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進していくことが必要である。具体的には、介護ロボット・ICT等のテクノロジーやいわゆる介護助手の活用などにより、サービスの質の向上と業務負担の軽減を図ることが重要である。
- また、経営の協働化等やテレワークなどの柔軟な働き方やサービス提供の推進に資する取組も必要である。

(4) 制度の安定性・持続可能性の確保

- 第4の視点は制度の安定性・持続可能性の確保である。保険料・公費・利用者負担で支えられている介護保険制度の安定性・持続可能性を高めていくことで、全ての世代にとって安心できる制度としていくことが求められる。
- このような観点から、全世代型社会保障の基本理念に基づき、サービス提供の実態を十分に踏まえながら、評価の適正化・重点化、報酬体系の整理・簡素化を進めていくことが必要である。